

省 令

○総務省令第七十四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)の施行に伴い、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月三十日

総務大臣 野田 聖子

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法別表第一の総務省令で定める事務)</p> <p>第一条 住民基本台帳法(以下「法」という。)別表第一の一の項の総務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>2 42 「略」</p> <p>43 法別表第一の四十の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八条第一項又は第十一条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二十三条第一項又は第三十二条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第三十一条第二項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p>	<p>(法別表第一の総務省令で定める事務)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 42 「同上」</p> <p>「新設」</p>
<p>改正後</p> <p>四 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第三十二条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>44 168 「略」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。</p> <p>(住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令の一部改正)</p> <p>2 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(平成二十八年総務省令第六十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正前</p> <p>住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中第百六十八項を第百七十項とし、第十八項から第百六十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「十三の項」を「十五の項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。</p> <p>17 法別表第一の十三の項の総務省令で定める事務は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査とする。</p> <p>18 法別表第一の十四の項の総務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額を把握するため必要とされる同条第二項の資料に係る事実についての審査とする。</p> <p>18 「同上」</p>